

島牧村地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和3年3月31日

要綱第7号

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通に関する計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うため、島牧村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 村内における地域公共交通の在り方に関すること。
- (2) 計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 計画の実施に関し必要な事項に関すること。
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 村運営の有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 全各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 島牧村副村長
- (2) 公共交通事業者の代表者が指名する者
- (3) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
- (4) 北海道後志総合振興局長が指名する者
- (5) 北海道警察函館方面寿都警察署長が指名する者
- (6) 道路管理者の代表者が指名する者
- (7) 住民又は利用者の代表者
- (8) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、島牧村副村長とし、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、島牧村企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(島牧村地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 島牧村地域公共交通会議設置要綱は、廃止する。
(最初の委員の任期)
- 3 この要綱の施行後の最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。